

現状（背景・理由）・課題

平成24年7月の固定価格買取制度（FIT）の開始以降、全国的に太陽光発電施設に係る申請が増加

景観、環境への影響が顕在化

課題

- 太陽光発電施設は、四万十川の風景にそぐわない  
⇒設置にあたって景観と生態系への配慮が不可欠

重点地域への設置申請増加  
(平成30年3月31日までの申請)

許可実績：9件（回廊地区4件、保全・活用地区 5件）  
不許可実績：2件（回廊地区）

課題への対応（許可基準の強化） 平成30年4月1日以降の申請に適用

植栽・木柵等による修景（遮蔽）の義務化

- 対象行為：工作物の新築、改築、移転  
規制河川：四万十川本川（国道・県道、四万十川から見える範囲）  
規制区域：回廊地区、保全・活用地区  
規制規模：回廊地区・・・面積10m<sup>2</sup>以上又は高さ1.5m超  
保全・活用地区・・・面積1,000m<sup>2</sup>以上又は高さ5.0m超



植栽イメージ



木柵イメージ

許可制度の運用状況（令和元年12月末時点）

許可基準強化後の運用状況

許可実績：3件（回廊地区2件、保全・活用地区 1件）  
不許可実績：2件（回廊地区）

（注）保全・活用地区において、規制規模に満たない施設の設置あり

場所	重点地域	概要	処分
四万十町大井川	保全・活用地区	築造面積：480.96m <sup>2</sup> 高さ：0.8m（パネル部分）	許可（主要な眺望場所から見えるとなった場合は、遮蔽措置を講じること）
津野町船戸	回廊地区	築造面積：970m <sup>2</sup> 高さ：1.9m（パネル部分）	許可（設置に際して、地元住民に十分な説明をすること）
※四万十市三里	回廊地区	築造面積：27,003m <sup>2</sup> 高さ：2.9m（パネル部分）	不許可 <ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物の流出のおそれがないことが確認できない</li> <li>●施設の周辺で水害や災害を助長するおそれがないことが確認できない</li> <li>●遮蔽（竹）の具体的な移植方法や実現性が示されていない</li> </ul>
※四万十市三里	回廊地区	築造面積：13,063m <sup>2</sup> 高さ：2.9m（パネル部分）	
四万十町大井野	回廊地区	築造面積：534m <sup>2</sup> 高さ：3.0m（パネル部分）	許可 ※主要な眺望場所から見えないため許可するものとした

※四万十市三里は、隣接地で2事業者から申請

## 重点地域の見回り及び違反行為の対応状況

### 住民との協働による保全の取組体制

#### ●四万十川重点地域調査員制度

役割 : 重点地域内の制限行為について、定期的に見回りをを行い、許可行為の状況や違反行為を調査・報告

見回り期間 : 1回～2回/2か月

体制 : 8名(旧市町村ごとに各1名)

### 報告事例

報告内容	対応
土地の形状変更の実施	許可が不要な行為(農地の畝町なおし)であることを確認
工作物の設置	許可が不要な行為(許可が必要な規模未満)であることを確認
設置されている工作物と許可内容との相違	申請と異なる部分(許可基準を満たさない部分)を撤去し、計画変更
大規模な樹木の皆伐	許可が不要な行為(林業を営む)であることを確認 事業者に濁水対策と水辺林保護の配慮を要請

## 許可制度運用上の課題

### 計画の住民への周知

知らない間に突然工事が始まったことに対する住民からの苦情、懸念、不安の声への対応

### 防災上の安全性の心配

施設の設置に伴う防災上の安全性の心配への対応

### 遮蔽の許可基準の明瞭化

**「周辺の景観と調和するよう植栽又は木柵等により遮蔽」**を具体化、工事完了後の遮蔽措置の継続性(実効性)の担保  
遮蔽に外来種を用いることに対して、生態系の保全への対応  
遮蔽措置と地域住民の安全・快適な生活との調和

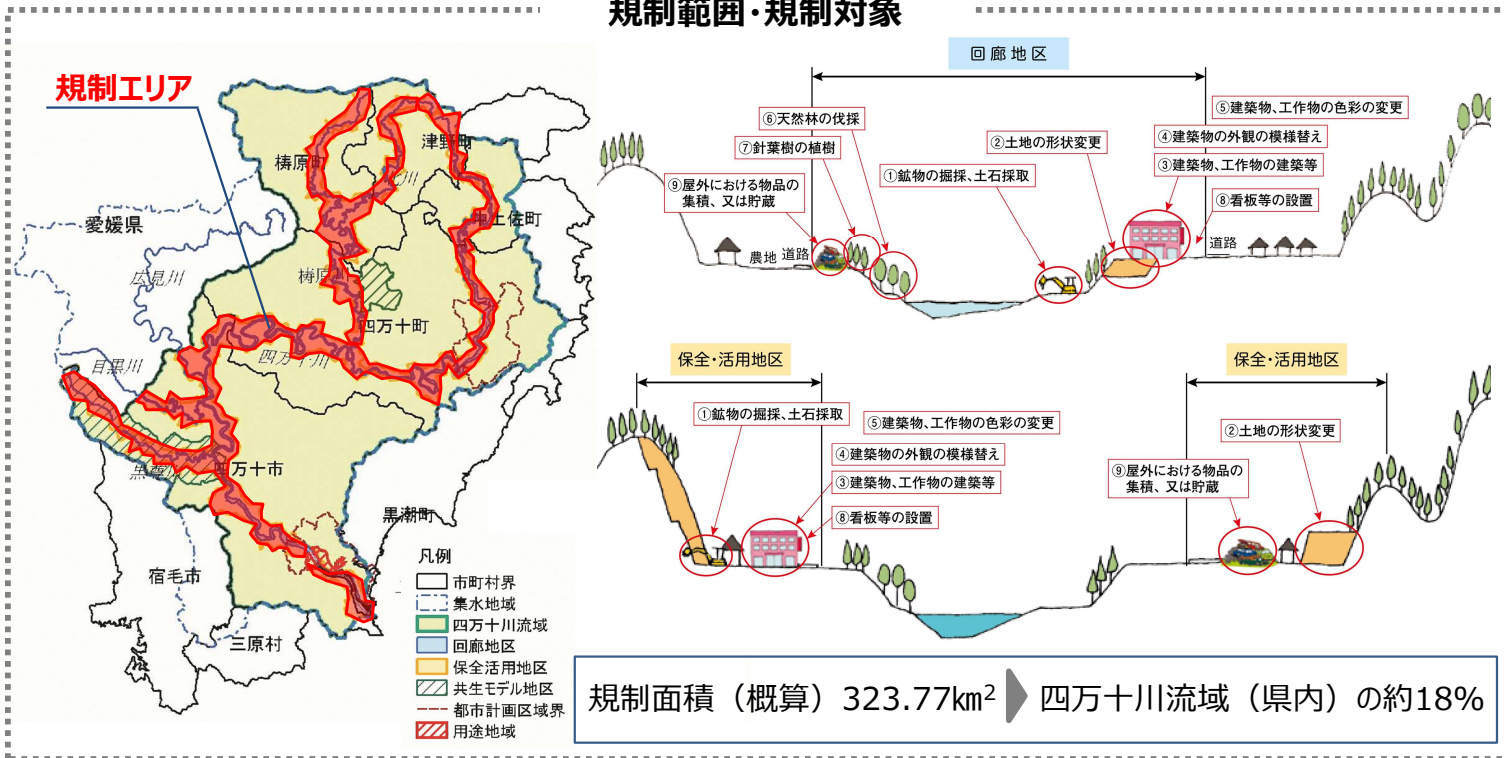
四万十川条例で対応可能な項目について、許可制度の見直しを検討

四万十川条例許可制度の概要（詳細：許可制度のあらまし参照）

四万十川条例許可制度とは・・・

四万十川のイメージを決定づける区域を重点地域として指定し、開発行為を行う際に「生態系と景観の保全」に配慮していただく制度

規制範囲・規制対象



許可基準

④生態系及び景観の保全

①災害の防止 ②水害の防止 ③水源のかん養

①から③の判断は、原則既存法に委ね、④生態系と景観の保全のための許可基準を上乗せ

行為	鉱物の掘採・又は土砂の採取		土地の形状変更		建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去 建築物の建築等		建築物の建築等		建築物の外観の模様替え		建築物・工作物の色彩の変更		天然林の伐採		針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹		看板、広告板等の設置		屋外における物品の集積又は貯蔵		
	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	
生態系の保全 (7項目)	①重要な動植物の保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②緩衝帯の配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③振動・騒音の抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④濁水対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑤排水の計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑥し尿及び雑排水の処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑦光害の抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
景観の保全 (21項目)	①裸地の遮蔽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②稜線の分断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③盛土及び切土の高さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④石垣の保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑤天然材の保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑥法面等の緑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑦自然景観の保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑧緑地の保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑨建築物の高さ、建築率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑩建築物の色彩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

許可基準を満たせば許可

## 許可基準の考え方

### ①回廊地区と保全・活用地区における区分

(規制の厳しさ：回廊地区> 保全・活用地区、四万十川> 主要な支川)

### ②流域の振興への配慮 (農林漁業に伴う行為の除外など)

### ③申請者の負担への配慮 (住民が自らのために行う行為の除外など)

### ④費用負担を大きく伴う場合の配慮 (大きく費用負担を伴う事項は配慮要請項目とするなど)

### ⑤広範囲の規制地域への配慮 (遮蔽：四万十川本川沿いに限定)

## 「生態系と景観の保全」「流域の振興(地域経済)」のバランスを取った許可基準

## 許可制度の見直しの前提

### ①財産権、経済的自由の観点等から適法であること

### ②他法令に抵触・矛盾しないこと (所管事項の原理)

### ③四万十川条例の保護法益 (生態系と景観の保全) の範囲内であること

### ④四万十川流域に限定して規制する妥当性があること (四万十川だから規制が必要であること)

### ⑤立法目的を達成するための手段が合理的であること (法令によるものでないと解決が困難なこと、実効性があること)

### ⑥各行為の許可基準が同等であること (特定の行為の許可基準のみ厳しくしないこと)

### ⑦許可基準を遡って適用しないこと (法の不遡及)

### ⑧上流から下流まで同じ許可基準であること (流域の振興とのバランスにより例外となる場合もある)

## 許可制度の見直しの検討項目

### (1) 計画の住民への周知について

#### ①周知は、どのような方法・時期が適切か (回覧、住民説明会、地区長への説明など)

#### ②どのような許可申請について、周知が必要か (規模要件、対象とする行為など)

### (2) 防災上の安全性の心配について

#### ①どのような災害に不安を感じているか

#### ②流域住民は、住宅や倉庫等を建築する時にどのような対策をしているか

### (3) 遮蔽の許可基準の明瞭化について

#### ①周辺の景観と調和する植栽樹種はどのようなものか (事業地周辺で確認できる樹種、外来種ではない等)

【参考】イヌマキ、ナギ、カナメモチ、モチノキ、シラカシ、ウバメガシ、ツゲ、クチナシなどを手引きで例示

#### ②周辺環境 (宅地、農地) によって異なる「周辺景観と調和」について、どこまで許可基準に明記するべきか

#### ③遮蔽と住民生活の安全性・利便性との調和をどうするか (遮蔽による見通しの悪化への対応など)

## 見直しスケジュール (予定)

### 意見交換

(R2.2.13)  
第25回  
四万十川流域  
保全振興委員会

### 見直し(案)協議

・庁内調整  
・専門家相談  
・市町調整

### 見直し(案)の審議

(R2年度上半期)  
第26回  
四万十川流域  
保全振興委員会

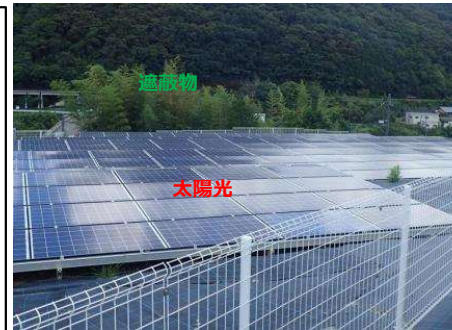
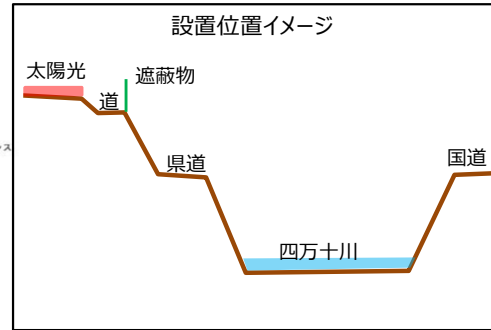
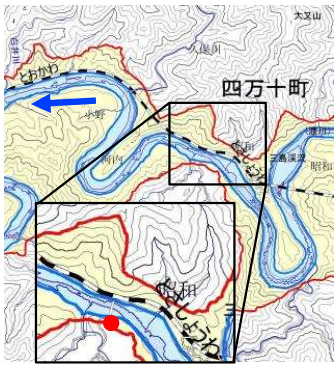
### 見直し手続き

(R2年度下半期)  
条例：県議会  
規則：パブリックコメント

見直し

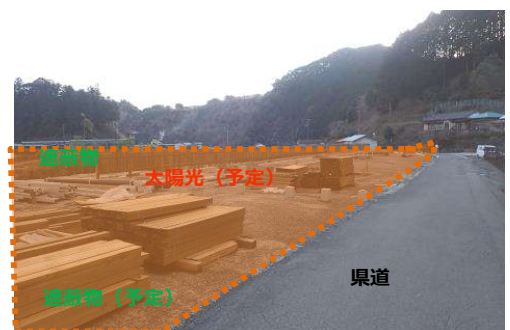
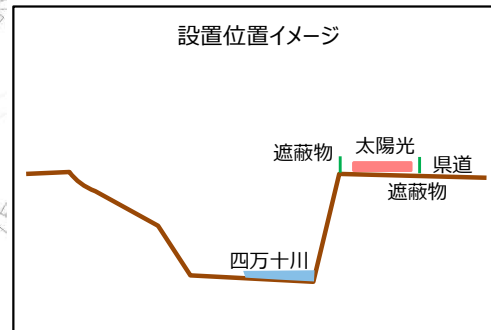
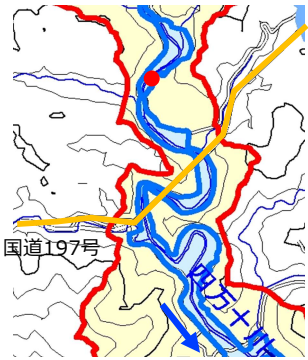
※対応可能な項目から順次見直し

四万十町大井川（保全・活用地区） 築造面積：480.96m<sup>2</sup> 高さ：0.8m（パネル部分）



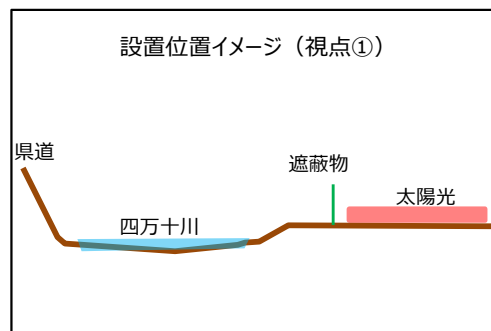
既存の植生により施設が認識されないよう遮蔽

津野町船戸（回廊地区） 築造面積：970m<sup>2</sup> 高さ：1.9m（パネル部分）



木柵の設置により施設が認識されないよう遮蔽（予定）

四万十市三里（回廊地区） ① 築造面積：27,003m<sup>2</sup> 高さ：2.9m（パネル部分） ② 築造面積：13,063m<sup>2</sup> 高さ：2.9m（パネル部分）



視点①



視点②